

面会に係る規定

1. 目的

本規定は、入院中の患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持、並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関する基本的な考え方及び運用方法を定めるものである。

2. 基本方針

- 1) 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。
- 2) 面会は患者の心身の安定、治療意欲の向上、退院支援に重要であることを踏まえ、必要以上に厳格な制限を行わない。
- 3) 面会制限が必要な場合は、目的・期間・対象を明確にし、合理的な範囲に限定する。

3. 面会時間

- ・ 11 時～17 時（平日、土日祝）。 ※病院の実情に合わせて変更することがある。
- ・ 時間外の面会は、患者の状態や緊急性に応じて主治医が判断する。

4. 面会場所

- ・ 16 歳以上は病院内フリー。
- ・ 患者が院内自立している場合に限り、15 歳以下の方は 1 階面会可能エリアにて面会可。
- ・ 感染対策上、院長が必要と判断した場合に限り面会場所を限定することがある。

5. 面会者

- ・ 家族、親族、友人（患者が希望しない者を除く）等。

6. 面会時の留意事項

- ・ 感冒症状や 37.5 度以上の熱や下痢、嘔吐等の症状がある際は面会を控えていただく。
- ・ 面会時は、マスク着用。
- ・ 面会中の動画撮影、写真撮影の禁止。
- ・ 患者の安静の妨げになる長時間の面会を控えていただく。

7. 面会制限を実施する可能性がある場面 ※制限を行う際は、患者・家族へ説明する。

- ・ 感染症の流行や院内感染発生時
- ・ 患者の病状が不安定な場合
- ・ 医療安全上の理由がある場合
- ・ その他、病院長が必要と認めた場合

8. 特別な配慮が必要で可能な限り面会を認める患者

- ・ 終末期患者
- ・ 認知症や精神的支援が必要な患者
- ・ 小児患者（15 歳以下の患者）
- ・ 障害等により家族の関与が不可欠な患者

9. 規定の見直し

- ・ 本規定は、感染状況、社会情勢、院内の運用状況等を踏まえ、少なくとも年 1 回以上、定期的な見直しを行う。
- ・ 見直しは年度末の運営会議及び感染状況に応じた見直しは感染委員会等で審議し、記録を残す。